

「行政機関情報公開法に基づく開示請求に係る審査基準」の一部改正

1 一部改正の趣旨

三の丸尚蔵館関係業務の独立行政法人国立文化財機構への移管に伴い、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第3条第2項の規定に基づく、歴史資料等保有施設の指定が取消されることから、「三の丸尚蔵館」を引用している宮内庁の「行政機関情報公開法に基づく開示請求に係る審査基準」中の該当条項の改正を行うもの。

2 意見公募を行わなかった理由について

上記経緯から、当然に必要とされる規定の整理であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募を行わなかった。

3 一部改正の内容

「,」を「、」に改め、次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1 行政文書該当性の判断基準（法第2条第2項関係） [略] 3 歴史的資料等（法第2条第2項第3号） (1) [略] (2) 宮内庁においては、 <u>書陵部図書課（図書寮文庫）及び正倉院事務所</u> が「政令で定める研究所その他の施設」に該当するものであること。	第1 行政文書該当性の判断基準（法第2条第2項関係） [同左] 3 歴史的資料等（法第2条第2項第3号） (1) [同左] (2) 宮内庁においては、 <u>用度課（三の丸尚蔵館）、書陵部図書課（図書寮文庫）及び正倉院事務所</u> が「政令で定める研究所その他の施設」に該当するものであること。
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

4 施行日

令和5年10月1日